

公 示

国土交通省共済組合北海道開発局支部が運営する施設において、清涼飲料水等自動販売機の営業を希望する業者の公募について、次のとおり公示します。

令和8年2月2日

国土交通省共済組合
北海道開発局支部長 遠藤 達哉

1 対象事業者

国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて、北海道開発局の下記施設において、清涼飲料水等自動販売機の営業を希望する者

2 対象施設

北海道開発局研修センター

所 在 地 札幌市東区北6条東12丁目

設 置 場 所 管理棟1階ロビー

宿泊棟2階廊下

設置可能台数 3台まで

使 用 面 積 4m²程度（機器サイズによる）

年間売上数 [清涼飲料水] 約4,634本（直近3カ年平均）

[軽 食 類] 約 393個（直近3カ年平均）

3 申請に係る資料等の配布及び説明

期 間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）

時 間：土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時～16時

場 所：北海道開発局開発監理部職員課

住所 札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎15階

電話 011-709-2311（内線5279）

担当 第4スタッフ 大草 知崇（おおくさ ともたか）

その他

- ・来庁時には、事前連絡をお願いします。
- ・参加希望者は、申請書等についての個別説明を受けること。
- ・資料配付及び説明を受けなかった方は、申請への参加を認めません。

4 営業条件等

別紙のとおり

5 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているものではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

6 提出書類

	提出書類	部数	備考
	北海道開発局支部施設清涼飲料水等自動販売機営業申請書	1部	様式1
	（添付書類）		
①	会社概要	1部	様式2
②	過去3年間の社会的信用失墜行為の有無（法人の場合）	1部	様式3
③	店舗別営業開始日一覧 履歴書等営業経験年数が確認できる書類（個人の場合）	1部	様式4
④	過去3年分の保健所からの指導事項及び改善措置状況	1部	様式5
⑤	経営規模等調査票	1部	様式6
⑥	暴力団排除に関する誓約書	1部	様式7
⑦	過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2又は3の3）	1部	
⑧	法人の場合→商業登記簿謄本 個人の場合→身分証明書（市町村発行）及び成年被後見人・被保佐人に「登記されていないことの証明書」（法務局発行）	1部	
⑨	直近3年分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類	1部	
⑩	ワークライフバランス等の推進に関する指標についての適合状況	1部	様式8
⑪	提案書（A4版片面10枚以内 記載内容は別紙のとおり）	1部	

7 申請書受付

提出方法：提出書類の一式を紙により持参、書留郵便（受付期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

受付期限：令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで

受付時間：土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時～16時

受付場所：〒060-8511
札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎
北海道開発局開発監理部職員課第4スタッフ

8 施設使用業者の決定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、委託業者を決定します。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用することはありません。
- (4) 採用されなかった提案書については、原則、返却します。（返却を希望しない提案者は、その旨を提出する際に申し出願います。）
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効とします。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、共済組合との契約関係は生じません。
- (8) 提出期限までに開発監理部職員課に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されませんので留意願います。
- (9) 提案書を特定しなかった応募企業に対しては、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面で通知します。
- (10) 上記（9）の説明は、実施部局として説明責任を果たす趣旨であり、別途行われる特定手続や契約手続の執行を妨げるものではありません。

照会先：札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎15階

電話 011-709-2311（内線5279）

担当 第4スタッフ 大草 知崇（おおくさ ともたか）

別紙

営業条件

[自動販売機]

項目	営業条件
施設の目的	北海道開発局に勤務する組合員の福利厚生の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスを行い、組合員の利便に資することを目的とする。
販売の方法	自動販売機による販売とする。
設置場所	北海道開発局研修センター 3台まで (札幌市東区北6条東12丁目) ・管理棟1階ロビー ・宿泊棟2階廊下
販売品目	上記設置場所に清涼飲料水及び軽食類自動販売機3台の設置を希望する。 販売する商品の選択に当たっては、組合員のニーズを的確に把握し、その需要に十分配慮すること。
営業開始予定日	令和8年4月1日(水)予定 ※予定日であり、実際の営業開始日及び自動販売機の設置月日は協議の上、決定する。
契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。契約は必要に応じて原則として、同一の条件により一度に限り更新することができる。
衛生管理等	営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守し、衛生管理及び安全管理は受託業者において全責任を負うものとする。
施設使用料	施設使用料は徴収しない。
光熱水量	施設経営に伴う光熱水料等諸経費については、受託業者がこれを負担する。なお、負担額算定のため、受託業者は使用量測定計器を設置するものとする。
報告事項等	経営委託契約書(案)による。
庁舎への出入等	庁舎の管理に関する規程に従うものとする。
目的外使用等の禁止	使用を許可された施設の第三者への譲渡、貸与及び使用目的以外の使用は禁止する。
その他	① エネルギー消費効率が別表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③ 別表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④ 自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

- ⑥ 屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。
- ⑦ 飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別及びリサイクルを実施すること。
- ⑧ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分について適正処理されるシステムがあること。
- ⑨ 施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受託業者が行うこと。
- ⑩ 自動販売機の運営については、善良なる管理者の注意義務をもって、これに当たること。
- ⑪ 自動販売機の運営に係る従業員の身分保障、健康管理及び服務規律は受託業者の責任において実施すること。
- ⑫ 契約期間経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。
- ⑬ 本条件に記載のない項目については、別途協議する。